

第4章 現状と課題

史跡橘樹官衙遺跡群及びその関連する遺跡は、古代律令国家における南武蔵最南端の地方行政単位であった橘樹郡を統治していた役所（橘樹郡家〔郡衙〕）跡及び隣接して造営された地域の文化的中心であった古代寺院跡であり、古代国家の地方支配の実態を知る上で重要な価値を持つ遺跡である。この史跡を確実に保存継承するためには、遺構・遺物を適切に保存管理するとともに、史跡の価値や魅力を高め伝えるための整備・活用をすすめていく必要がある。

そこで、史跡橘樹官衙遺跡群及びその関連する遺跡について、保存管理、活用、整備、管理運営体制の現状と今後の課題を整理した。

第1節 保存管理

（1）史跡指定地内の保存管理の現状

- 橘樹郡家跡については、史跡指定地4,975.77㎡のうち、公有地化した範囲は3,415.26㎡（川崎市所有地2,867.01㎡、国有地548.25㎡）であり、残る民有地（民家1軒、駐車場、農地）は1,560.51㎡である。
- 影向寺遺跡については、宗教法人影向寺と個人が所有をしており、神奈川県指定重要文化財である本堂薬師堂のほか、国指定重要文化財である薬師三尊等の安置殿、阿弥陀堂、鐘楼、寺務所等の建造物が現存する。
- 史跡指定地内は、原則として現状維持を図り、遺構・遺物を保護している。
- たちばな古代の丘緑地として市民に供用している史跡地の一部については、史跡の日常的な保全管理を千年町会を母体として構成された橘樹郡衙跡史跡保存会の協力を得ながら、市が行っている。
- 影向寺境内の史跡指定地内については、宗教法人影向寺及び影向寺重要文化財・史跡保存会が中心となって保全管理を行っている。

（2）史跡指定地内の保存管理の課題

- 指定地内に含まれる民有地については、地権者と協議の上、史跡の確実な保存を図るために公有地化を推進する必要がある。
- 史跡であることを明示する必要がある。
- 史跡指定地として、来訪者が訪れやすいように定期的な維持管理を行う必要がある。

（3）史跡指定地周辺の保存管理の現状と課題

- 史跡指定地の周辺は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当をしており、橘樹官衙遺跡群に関連する遺跡、前時代及び官衙廃絶後に営まれた遺跡である可能性が高い。今後、地権者等の協力を得て、さらに確認調査を行い、官衙に関連する遺構が発見された場合は史跡の追加指定をめざし、地権者と協議の上、保存を図る必要がある。
- 史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地及び特別緑地保全地区等を含め歴史的景観を保全するた

- めに、急傾斜地崩壊対策事業や民間開発等には理解と協力を求めながら対応をする必要がある。
- 史跡指定地周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地では、深い掘削を伴う工作や工事に対しても史跡の保存のための理解と協力を求める必要がある。
 - 史跡指定地周辺の民家で、建て替え等の開発計画がある場合は、試掘調査・確認調査を徹底して行うことで、史跡に関連する遺構の把握と保存に努める必要がある。

第2節 活用

(1) 現状

- 川崎市教育委員会や区役所、市民活動団体等が行っているまち歩き事業等において、史跡橘樹官衙遺跡群をコースに取り入れ、橘樹郡家跡では、遺跡説明板・AR (Augmented Reality) アプリケーション・刊行物等を用いて解説を行っている。
- 影向寺遺跡においては、塔心礎である影向石や薬師堂礎石の一部等、古代にさかのぼる遺構・遺物等を手がかりに遺跡の全体像について学ぶ取組を行っている。
- 史跡に関する情報の発信は、川崎市のホームページや市政だより等既存の媒体を利用しているほか、必要に応じて遺跡解説のリーフレット等を作成している。

(2) 課題

- 一般の来訪者が単独で訪れた場合等は、ガイダンス施設等が近隣にないことから、遺跡を理解するための手がかりが少ない。
- 史跡には駐車場や駐輪施設等がないとともに、駅やバス停からのアクセスがしやすいとは言い難い。
- 川崎で育ち、将来を担う子ども達が地域の歴史を伝える史跡を知ることが非常に重要である。現在も一部学校への出前授業や、校外学習への専門職員の派遣等を行っているが、市域全体への対応は困難である。今後、川崎市内の各学校で学習を主体的に取組めるよう、教材の開発や、教員への支援が必要である。
- 史跡を有効に活用していくためには、地域の理解と協力が欠かせないことから、活用にあたっては地域住民の参加と地域の活性化につながる継続的な手法を開発する必要がある。
- 橘樹官衙遺跡群と同時に国史跡指定を受けた茅ヶ崎市の下寺尾官衙遺跡群をはじめ、東京都府中市の武蔵国府跡、東京都国分寺市の武蔵国分寺等、古代官衙関連史跡を有する自治体等との交流や情報交換を進め、市民の史跡への理解を深める取組に活かすことが今後必要である。
- SNS (Social Networking Service) 等情報発信手段が多様化していることから、有効な情報発信媒体の検討を行うことが必要である。

第3節 整備

(1) 現地案内

●遺跡の位置関係や内容、また周辺の遺跡・文化財等を把握できる設備がない。また、橘樹郡家跡と影向寺遺跡間のアクセスを示す案内板等が不十分であるとともに、他部局が設置したサインとの重複が見られるため、案内板等の整理が必要である。

(2) 史跡へのアクセスと便益施設

●公共交通機関で史跡を訪れる場合の最寄り、路線バス「影向寺」バス停・「千年」バス停等であるが、遺跡群の所在する台地はバス通りから急な坂道や階段を上らないと到達できない。また、史跡周辺は道路幅が狭く、歩道もない場所が大半であるが、車の通行量は多いことから、史跡等の見学時に危険な場合もある。遺跡来訪者用の駐車・駐輪スペースは現状整備されていないため、多目的広場等のスペースの確保が必要である。

●橘樹郡家跡と影向寺遺跡を結ぶ道路は、住宅の密集する幅員の狭い道路で、交通量も多いことから、安全な動線の確保が必要である。

(3) 居住空間と関わり

●史跡が地域住民の生活空間と重なっていることから、史跡を見学する際に住民のプライバシーに十分配慮する必要がある。

(4) 史跡の整備

●平成27(2015)年の史跡指定時の指定範囲は橘樹官衙遺跡群の内のごく一部分に限られており、官衙に関連する重要な遺構がすでに発見されている場所や今後官衙に関連する重要な遺構が発見された場合等は、順次追加指定を図る必要がある。このことから、史跡全体の将来像を描きながら整備を計画するとともに、公有地化の進展に応じた段階的な整備を行っていく。

第4節 管理運営体制

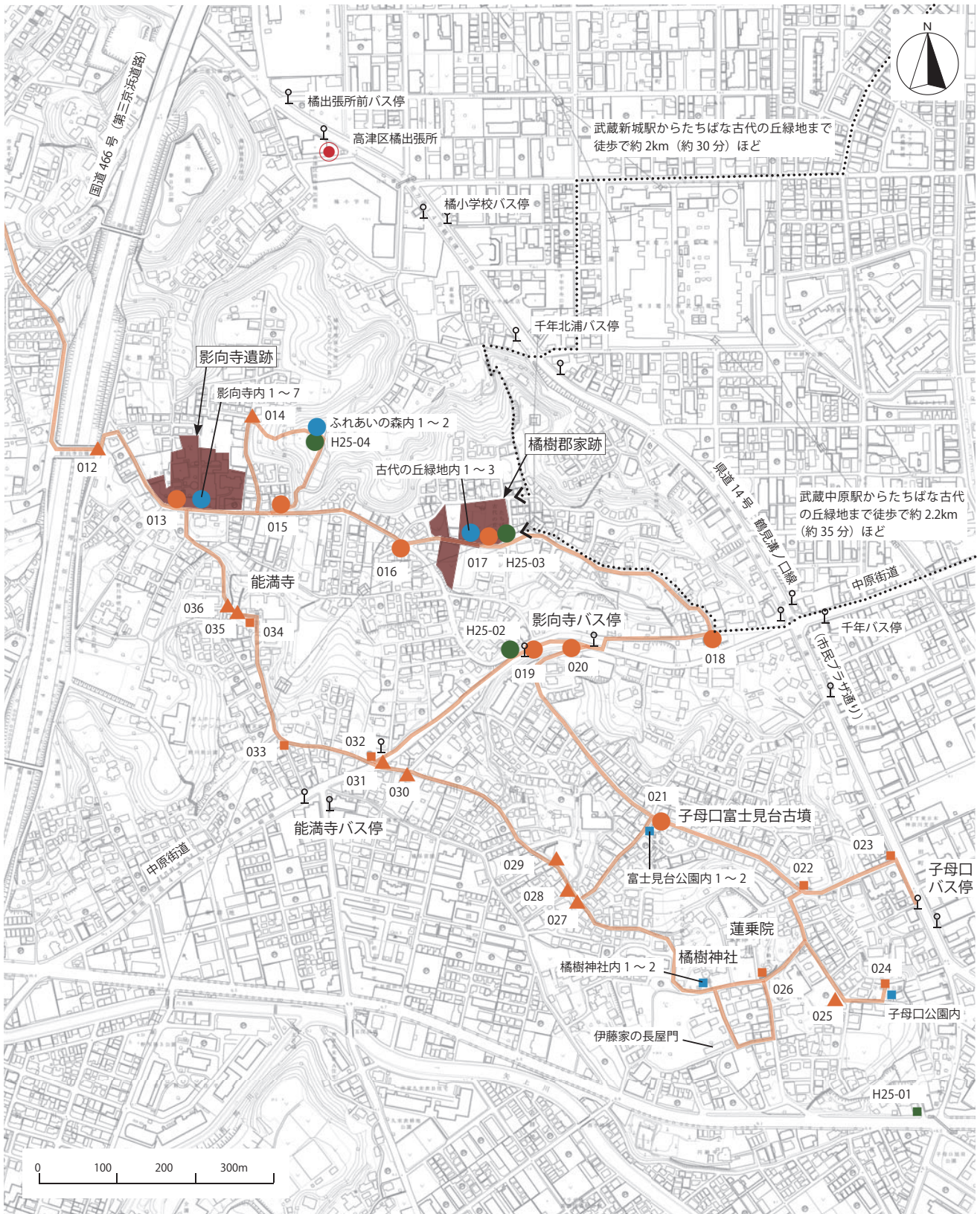
●史跡の保存・管理については、既に地元の遺跡保存会と協働して行っている部分もあり、保存会の育成・充実に協力しつつ、今後さらに連携しながら進めていく。

●史跡整備等の進展に応じて、公有地を含む史跡全体の管理・活用に係る人的資源の拡充と育成とともに、地域住民や関係行政機関との連絡調整を図っていく必要がある。

また、橘樹官衙遺跡群の保存・活用・整備事業は、住民、有識者、行政が関わり合いながら携わることが望ましく、橘樹郡衙跡史跡保存会や影向寺重文・史跡保存会とも連携しながら各種事業を運営する必要がある。



第 16 図 橋樹官衙遺跡群へのアクセス・サインの現況 (広域)



サイン（案内板・説明板等）現況図の凡例

	橋樹官衙遺跡群の関連記載あり	影向寺の記載のみ	橋樹官衙遺跡群・影向寺ともに記載なし
たちばなの散歩道（建設緑政局）	●	▲	■
H25・石柱ほか（高津区）	●	—	■
橋出張所・溝の口駅（高津区）	◎	—	—
その他（川崎市ほか）	●	▲	■

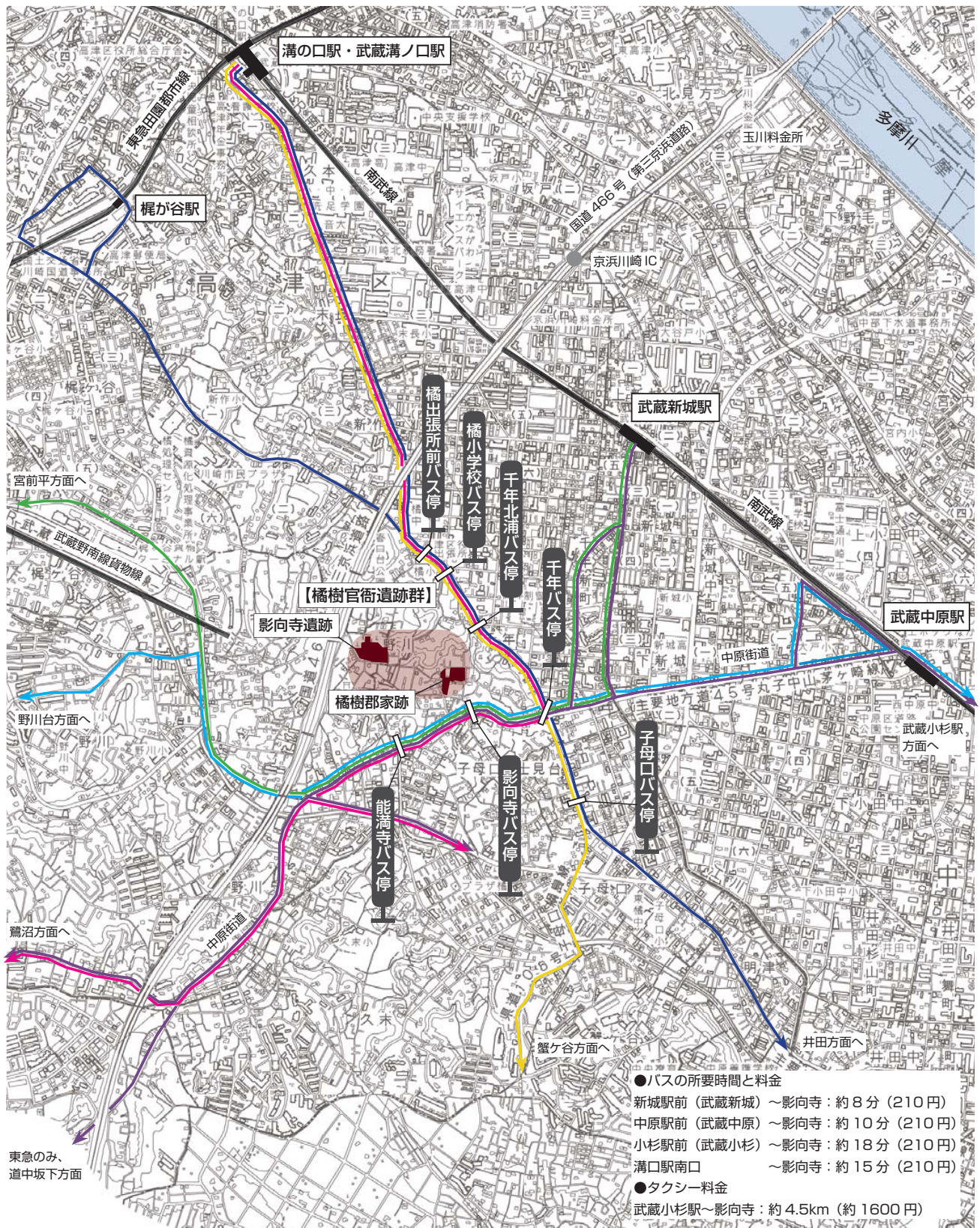
第 17 図 橋樹官衙遺跡群へのアクセス・サインの現況

第6表 橋樹官衙遺跡群周辺のサイン（案内板・説明板）一覧①

	表示名	種類	場所	内容について (橋樹官衙遺跡群との関わり)	設置者	その他
001	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	JAセサ川崎梶ヶ谷前	コース説明内に〈影向寺〉あり	高津区役所	
002	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	梶ヶ谷第一公園前の十字路口	コース説明内に〈影向寺〉あり	高津区役所	WCあり
003	「たちばなの散歩道案内図」	全体の案内絵図	梶ヶ谷第一公園内、入口の脇	絵の中に〈影向寺〉あり	高津区役所、「川崎市」と記載	
004	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	サニーフォレストガーデン(マンション)付近	コース説明内に〈影向寺〉あり	高津区役所	
005	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	ハイツ武蔵前	コース説明内に〈影向寺〉あり	高津区役所	
006	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	梶ヶ谷第三公園内の南隅	コース説明内に〈影向寺〉あり	高津区役所	WCあり
007	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	川崎市橋処理センター付近		高津区役所	
008	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	川崎市市民プラザ(ふるさと劇場)向かい	コース説明内に〈影向寺〉あり	高津区役所	WCあり
009	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	川崎市市民プラザ南東		高津区役所	
010	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	新作南公園の南西、宮前区境	コース説明内に〈影向寺〉あり	高津区役所	
011	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	市営千年住宅・千年くすのき公園の隅		高津区役所	
012	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	第三京浜・東詰	略絵図内に〈影向寺〉あり	高津区役所	
013	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	影向寺前面、駐車場内、史跡表記あり	影向寺、たちばな古代の丘緑地の脇に青シールで「国指定史跡 橋樹官衙遺跡群」とあり	高津区役所	
	影向寺の設置説明板-1	説明板	影向寺正面、駐車場中央	「影向寺遺跡、橋樹官衙、国史跡の指定平成二十七年三月十日」ほか	影向寺ほか	
	「影向寺」	説明板	山門の左(西)側	影向寺の縁起・概要、所蔵文化財などについて	川崎市教育委員会	
	(無題)	説明板	聖徳太子堂	昭和60年落慶法要の太子堂建立のいきさつ	影向寺聖徳太子講	
	「かながわの名木100選 影向寺の乳イチョウ」	説明板	薬師堂の東、乳イチョウ前		神奈川県	
	「影向寺の文化財」	説明板	宝物殿の前	本尊および薬師堂等の説明	川崎市教育委員会	
	「影向寺薬師堂」	説明板	薬師堂前	薬師堂の建築物としての説明	川崎市教育委員会	
	「影向石」	説明板	影向石の脇	影向石の由来など	重要文化財保存会	
014	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	たちばなふれあいの森西側	略絵図内に〈影向寺〉あり、木陰で見づらい	高津区役所	
015	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	たちばなふれあいの森南、急坂の降り口	略絵図内に〈影向寺〉〈たちばな古代の丘緑地〉あり、青シールで補足	高津区役所	
016	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	たちばな古代の丘緑地の西方 ※傾いている	略絵図内に〈たちばな古代の丘緑地〉あり、青シールで補足	高津区役所	
017	「たちばなの散歩道」	全体の案内絵図	たちばな古代の丘緑地南側(大きい方)	絵図内に〈影向寺〉〈たちばな古代の丘緑地〉あり、青シールで補足	高津区役所	
	「祝」	横断幕	たちばな古代の丘緑地南側フェンス	「祝 本市初の国史跡指定 橋樹官衙遺跡群—橋樹郡官衙遺跡・影向寺遺跡—」	千年町会	
	(道路側)「たちばな古代の丘緑地」(公園側)「武蔵国 橋樹郡衙推定地」	説明板	たちばな古代の丘緑地南側	公園側は遺跡の解説、建物跡図、周辺文化財など掲載	川崎市教育委員会	
	(道路側)「たちばな古代の丘緑地」(公園側)注意事項	名称看板	たちばな古代の丘緑地東側	公園側に利用上の注意	川崎市教育委員会	
018	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	緑地東の坂下、中原街道そば	略絵図内に〈たちばな古代の丘緑地〉あり、青シールで補足	高津区役所	
019	「たちばなの散歩道」	道標	中原街道南側、影向寺バス停の後ろ	拡幅工事中、バス停が仮設？青シールで補足	高津区役所	
020	「たちばなの散歩道」	道標	中原街道南側、影向寺バス停の東、上り坂上	両面あり、〈たちばな古代の丘緑地〉あり、両面とも青シールで補足	高津区役所	
021	「たちばなの散歩道」	道標	富士見台公園(子母口富士見台古墳)、北側十字路口	〈たちばな古代の丘緑地〉あり、青シールで補足	高津区役所	
	「たちばなの散歩道」		富士見台公園(子母口富士見台古墳)、西側	コース説明内に〈影向寺〉あり、形式は古い案内板型と同じ	川崎市環境保全局	
	「子母口富士見台古墳」	説明板	富士見台公園(子母口富士見台古墳)、北西側	古墳の概要と弟橘姫の伝説	川崎市教育委員会	
022	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	蓮乗院北東		高津区役所	
023	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	市民プラザ通り、子母口バス停北		高津区役所	
024	「たちばなの散歩道 子母口貝塚」	説明板	子母口貝塚公園の	貝塚の概要説明、奥隣に「県史跡 子母口貝塚」の標柱あり	高津区役所	
	「子母口貝塚の貝層と発掘調査のあゆみ」	説明板	子母口貝塚公園入口	調査の経緯と貝塚の地点地図、スマートフォンによるARあり	川崎市教育委員会	
025	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	子母口貝塚公園手前路地の民間駐車場の自販機横	コース説明内に〈影向寺〉あり	高津区役所	

第7表 橋樹官衙遺跡群周辺のサイン（案内板・説明板）一覧②

026	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	橋樹神社東の蓮乗院入口	形式は古い案内板型だが、コース説明がなく、少し新しい	高津区役所
	「たちばなの散歩道」	(石柱)	橋樹神社の鳥居前	「至 子母口貝塚」「至富士見台古墳」	
	「橋樹神社の碑文の読み方」	説明板	社殿西側	拝殿、鳥居等の碑文に読みがな説明	
027	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	能満寺～橋樹神社の間、細い路地の上	コース説明内に〈影向寺〉あり	高津区役所
028	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	027のすぐ北、細い路地のY字部分	コース説明内に〈影向寺〉あり	高津区役所
029	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	028のすぐ北、「この先行き止まり」表示の先	コース説明内に〈影向寺〉あり	高津区役所
030	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	中原街道「能満寺」交差点東方	コース説明内に〈影向寺〉あり	高津区役所
031	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	中原街道「能満寺」交差点東方	コース説明内に〈影向寺〉あり	高津区役所
032	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	中原街道から能満寺入口付近		高津区役所
033	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	能満寺から南方		高津区役所
034	「たちばなの散歩道 能満寺」	説明板	能満寺の境内、山門の西脇	概要および本尊説明	高津区役所
035	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	能満寺の境内、鐘楼の西、ケヤキ脇、3枚の内真ん中	コース説明内に〈影向寺〉あり	高津区役所
036	「たちばなの散歩道」	道案内・部分	能満寺の境内、最も西側で道路の近く	コース説明内に〈影向寺〉あり	高津区役所
H25-01	さんぼみち道標①(子母口千年)	(石柱)	子母口住宅入口交差点(子母口 二六八番)	「830m 富士見台古墳 270m 子母口貝塚」	高津区役所企画課
H25-02	さんぼみち道標②(子母口千年)	(石柱)	影向寺バス停すぐ東側	「140m たちばな古代の丘緑地 350m 富士見台古墳」 ※140m?	高津区役所企画課
H25-03	さんぼみち案内板③(子母口千年)	(案内板)	たちばな緑地公園南側(隣り合う大きい案内板は017)	子母口貝塚～(高津区役所)橋出張所までのさんぼ道案内図	高津区役所企画課
H25-04	さんぼみち道標④(子母口千年)	(石柱)	ふれあいの森、ホテルの谷	「530m たちばな古代の丘緑地 290m 影向寺」	高津区役所企画課
	「お知らせ」		ふれあいの森、ホテルの谷	緑地の概要と禁止事項	高津区役所道路公園センター
	「高津区市民健康の森」	説明板	ふれあいの森、ホテルの谷	湧水とホテルの説明 ※ホテルはA3、A4 出力紙貼り付け	高津区市民健康の森を育てる会 高津区役所 環境局
H25-05	さんぼみち道標⑤(子母口千年)	(石柱)	第三京浜東、012の北	「370m たちばなふれあいの森 630m 橋出張所」、上面地図内に〈橋樹官衙遺跡群〉の記載なし	高津区役所企画課
出張所前-C	橋出張所前案内板「高津の魅力」	説明板	橋出張所前、両面にあり	駐車場側「高津区広域案内図」「橋出張所周辺案内図」 出張所側「高津区の魅力」2面1組みで橋樹官衙遺跡群の説明	高津区役所企画課
溝H28-04	溝口駅南口広場総合案内板(魅力)	案内板、説明板	溝口駅南口広場北西、階段下で通路沿い(通行量多い)	「溝口駅周辺案内図」:直接の関わりなし 「高津区の魅力」:橋樹官衙遺跡群の説明、〈国史跡に指定〉とあり 「高津区の取組み」:直接の関わりなし 「高津区広域案内図」:〈橋樹官衙遺跡〉とあり	高津区役所
溝H28-09	溝口駅南口広場総合案内板(魅力)	案内?説明?	溝口駅南口広場北東(あまり目立たない)	「高津区の魅力」:橋樹官衙遺跡群の説明、〈国史跡に指定〉とあり 「高津区の取組み」:直接の関わりなし 通路の向かい側に「高津区広域案内図」 「溝口駅周辺案内図」あり	高津区役所



バス路線系統の凡例

- 市バス、東急バス：（鷺02）（杉06）系統、鷺宮、武蔵新城、武蔵中原、武蔵小杉、井田方面
- 市バス：（溝21）系統、鷺宮、千年、溝の口、井田方面
- 市バス：（城11）系統、宮前平、新城方面
- 東急バス：（杉09）系統、野川台、武蔵中原、武蔵小杉方面
- 東急バス：（溝22）系統、溝の口、蟹ヶ谷方面
- 市バス：（溝23）系統、溝の口、井田方面



第18図 橋樹官衙遺跡群へのアクセス（バス路線図）